〇公立大学法人山口県立大学学術指導取扱要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、公立大学法人山口県立大学（以下「本学」という。）における学術指導の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この要綱において「学術指導」とは、会社その他の団体からの委託を受け、本学の職員がその教育、研究及び技術上の専門知識に基づき、期間を定めて有償で指導助言を行い、もって当該会社その他の団体の業務又は活動を支援するものをいう。

（実施要件）

第3条　学術指導は、本学の教育研究機能が活用され、本来の教育研究に支障を来すおそれがないと認められるもので、かつ、その成果が地域の諸課題の解決に優れて貢献されると期待できるものでなければならない。

（受入れの条件）

第4条　学術指導は、次の各号に掲げる条件のもとに受け入れるものとする。

（1）　学術指導は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

（2）　本学がやむを得ない理由により学術指導を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学がその責めを負わないこと。

（3）　学術指導に係る委託料は、所定の期日までに納付すること。

（4）　原則として学術指導は、本学内において行うこと。

（5）　学術指導に基づいた甲による商品の販売、役務の提供その他の行為について、一切の保証をしないこと。

（6）　学術指導の結果生じた発明に係る権利（以下「知的財産権」という。）は原則として本学に帰属すること。

（7）　委託者に対して前号の知的財産権を有償で利用させ、又はその一部若しくは全部を譲渡することができること。

（学術指導の申込み）

第5条　学術指導の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書（別記第1号様式）を山口県立大学地域共生センター（以下「センター」という。）所長に提出するものとする。

（受入れの決定）

第6条　センターの所長は、前条の申込書が提出されたときは、本学の職員で当該学術指導を行おうとする者の所属する所属長から第3条に規定する実施要件に適合するかどうかについての意見を聴いた上で、学術指導として受け入れることが適当であるかどうかを決定し、その旨を学長に報告しなければならない。

2　学長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該学術指導を受け入れるかどうかを決定するものとする。

3　理事長は、学長が前項の決定をしたときは、その旨を委託者に通知する。

（契約の締結）

第7条　理事長は、前条第3項の規定により、学術指導として受け入れる旨の通知をしたときは、遅滞なく、当該委託者と学術指導の実施に関する契約（以下「学術指導契約」という。）を締結するものとする。

2　前項の学術指導契約の締結に当たっては、学術指導契約書（別記第2号様式）を基本とした契約書又は協定書を作成するものとする。

3　学術指導に係る委託料の額は、委託者と学術指導担当職員、センター長が協議の上、定めるものとする。

（学術指導の統括）

第8条　センターの所長は、学術指導を統括し、学術指導の効率的な推進を図るものとする。

（学術指導の中止等）

第9条　センターの所長は、天災その他やむを得ない理由により学術指導を継続することが困難になったときは、委託者と協議の上、当該学術指導を中止することができるものとする。

2　センターの所長は、依頼者から学術相談について中止又は延長の申し出があった場合は、依頼者と協議の上、これを決定するものとする。

3　センターの所長は、前2項の規定により当該学術指導を中止し、又はその期間の延長を決定した場合は、その旨を依頼者及び学術相談担当職員に文書にて通知し、契約を変更するものとする。

（成果の公表）

第10条　本学又は依頼者が当該学術相談の成果を公表しようとするときは、公表の可否及び公表の内容について、両者で協議して定めるものとする。

（発明の権利の帰属）

第11条　学術指導の結果生じた知的財産権については、職員の職務発明に関する規程（平成元年山口訓令第2号）の規程の例により、当該発明に係る特許を受ける権利を本学が当該職員から承継できるものとする。この場合において、理事長は、当該職員及び委託者と協議の上、当該発明に係る権利の持分を定めるものとする。

2　前項の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

（秘密の保持）

第12条　学術指導の実施に当たっては、技術上若しくは営業上の情報を受け、又はこれを知り得た者は、その一切の情報に係る秘密の保持に努めなければならない。

（雑則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、理事長が定める。

別記第１号様式（第５条関係）

**学術指導申込書**

年　　月　　日

　山口県立大学地域共生センター所長　様

所在地

学術指導委託者　名称

代表者　　　　　　　　　　　印

　山口県立大学学術指導取扱要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり学術指導として受入れ下さるよう、よろしくお取り計らいください。

記

　１ 学術指導の題目

　２ 指導目的及び内容（具体的に記述してください。）

　３ 学術指導を希望する職員

所属

職　　　　　　　氏名

　４ 実施期間及び時間

期間：　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

回数：全　　回、1回当り　　時間

　５ 委託料の額

　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

６ 事務連絡先

担当者氏名

所属・職

住　　　所

電話・FAX

E-Mail

別記第２号様式（第７条関係）

**学術指導契約書**

学術指導の実施について、委託者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と受託者　公立大学法人山口県立大学（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

**（目的）**

**第１条**　甲は、次に掲げる指導（以下「学術指導」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1)　学術指導に係る題目

(2)　学術指導の目的及び内容

**（実施期間）**

**第２条**　学術指導の実施期間は、　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日までとする。

**（委託料）**

**第３条**　甲は、学術指導の実施に当たっては、学術指導に要する経費（以下「委託料」という。）金　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税の額は、金　　　　　　円とする。）を負担するものとする。

**２**　甲は、前項の委託料を乙が発行する請求書により乙が指定する期日までに乙に支払わなければならない。

**（学術指導の中止及び損害賠償）**

**第４条**　乙は、天災その他やむを得ない事由により学術指導の継続が困難となったときは、甲と協議の上、学術指導を中止することができる。

**２**　前項の場合において甲に損害が生じても、乙は、賠償する責めを負わないものとする。

**（委託料の変更）**

**第５条**　学術指導の実施期間中において、指導内容の変更、学術指導の中止等により委託料に変更が生じたときは、遅滞なく、甲乙協議の上、この契約を変更するものとする。

**（研究成果の公表）**

**第６条**　甲又は乙は、学術指導実施の事実、学術指導の成果その他学術指導に関する事項を第三者に知らせようとするときは、その可否及び内容について相手方の同意を得なければならない。

**（免責）**

**第７条**　学術指導に基づいた甲による商品の販売、役務の提供その他の行為によって乙に損害が発生した場合でも、乙は甲に対し、一切の責任を負わないものとし、また、これらの行為について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

**（特許の出願）**

**第８条**　乙は、山口県立大学の職員で学術指導を担当した者（以下「学術指導担当者」という。）が学術指導を実施した結果独自に発明を行ったときは、当該学術指導担当者及び甲と協議の上、当該発明に係る権利の持分を定めるものとする。

**２**　乙は、前項の発明に係る特許を受ける権利を当該学術指導担当者から承継した上で独自に特許を出願しようとするときは、あらかじめ、甲の同意を得るものとする。

**（準用）**

**第９条**　前条の定めは、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに意匠権及び意匠登録を受ける権利について準用する。

**（疑義の解決）**

**第１０条**この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

**（履行の決定）**

**第１１条**　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委託者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受託者　山口市桜畠3丁目2番1号

公立大学法人山口県立大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　前川　剛志

（参考様式）

学術指導計画書

年　月　日

１　目的及び内容

２　場所及び方法

３　期間及び回数

４　委託料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 費　用 |
| 直接経費 | 〇指導料  〇諸経費  ・消耗品費  ・旅費  ・その他 | 円  円  円  円 |
| 間接経費 | 直接経費×20％ | 円×0.2　＝　　　　円 |
| 合　計 | | 円 |